

医療関連感染対策指針

1. 医療関連感染対策に関する基本的考え方

関西医大附属病院は高度先進医療を担う特定機能病院であり、さまざまな感染症の診療を行っていることから、当院において治療を受ける患者は常に医療関連感染の脅威にさらされていることを深く認識する必要がある。病院の理念である「慈仁（めぐみ）を心の鏡とした、安全であたたかい医療」を実現するためには、全職員が医療関連感染の防止に留意し、標準予防策（スタンダード・プリコーション）を日常的に実践することが不可欠である。標準予防策とは「すべての患者の血液・体液・粘膜・損傷のある皮膚は感染の可能性のあるものとして取り扱う」ことであり、患者を交差感染から守るとともに、職員の職業感染を防ぐことを目的とする。また、感染等が発生した際は、速やかに原因を特定してその制圧と終息を図り、再発防止に向けて新たな対策を検討・実施する。医療関連感染防止対策を全ての職員が把握し、適切な医療を提供できるよう、本指針を作成するものである。

2. 感染対策委員会の設置

1) 病院長直属の組織として、感染制御部長を長とし、各専門職の代表を構成員とする「感染対策委員会」を設け、月1回の定例会議を開催する。本委員会は院内感染対策の意思決定機関であり、その指示のもと、実働部隊として「インфекションコントロールチーム (ICT)」および「抗菌薬適正使用支援チーム (AST)」を組織する。これらのチームは感染制御部と協働し、各部署のリンクナース、リンクドクターと連携しつつ具体的な対策を講じる。

2) 感染対策委員会は、主に以下の内容について協議し、院内感染対策を推進する。

- ・医療関連感染対策指針・感染対策マニュアルの作成、および定期的な見直し
- ・医療関連感染対策に関する最新情報の収集と、全職員への周知
- ・職員向け感染対策研修の企画
- ・異常な感染症が発生した場合の速やかな原因究明、対策の立案、および全職員への周知徹底
- ・必要に応じた患者への情報伝達、疑問や不安への対応、患者・家族に対する感染防止への協力要請

3. 院内感染対策研修に関する基本方針

当院における感染対策の基本的な考え方や具体策の周知徹底、および感染症に関する最新知識の習得を目的として、全職員を対象とした研修会を以下の通り実施する。

1) 新入職の医師・看護師および研修医、復職者等に対しては、入職時期に合わせて医療関連感染の防止対策に関する知識・技術の初期オリエンテーションを実施する。また、看護助手、清掃業者、調理員などの委託職員に対しても、必要に応じて感染予防に関する研修を行う。

2) その時々の特ピックスや院内で発生した感染症に関する研修会を年2回以上開催する。

3) 研修には e-ラーニング等も活用し、参加できなかった職員のためにも配付資料や講義動画を保存・共有することで、より多くの職員が最新の知見を継続的に習得できる学習環境を整える。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

1) 法令に基づく届出：医師は、「感染症法」に基づき、所定の感染症患者等を診断した際は、感染制御部を通じて指定された期間内に所轄の保健所長へ届け出る。

2) 院内における報告：施設内での感染拡大を防止する事を目的として、結核、流行性角結膜炎 (EKC)、感染性胃腸炎、インフルエンザ、COVID-19、薬剤耐性菌等の感染症または保菌者が発生した場合は、

速やかに感染制御部へ報告する。

5．感染症発生時の対応に関する基本方針

医療関連感染の発生が疑われる場合や重大な感染症が発生した場合は、緊急性や重要度に応じて以下の 3 段階レベルで対応する。なお、アウトブレイク発生等の調査や対策の立案・実施に際しては、個人情報保護に十分に注意する。

- ・レベル 1：通常の感染対策で対応可能な事案。
マニュアルに従い現場へ具体的対策を指示する。
- ・レベル 2：委員会での方針決定が必要だが即時の緊急性を要しない事案。
定例委員会にて方針を決定する。
- ・レベル 3：早急な組織的対応が必要な事案。
病院長等の権限で臨時委員会を緊急開催し、速やかに制圧に向けた措置を講じる。

6．患者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者ならびに家族に当院の感染対策に対する理解と協力を深めていただけるよう、当院のホームページに掲載し、誰でも閲覧可能な状態とする。

7．その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- 1) 感染対策マニュアルの整備と遵守：全職員は、感染対策マニュアルを習熟し、日常業務の中で確実に実施しなければならない。
- 2) 職員の健康管理：全職員は、定期健康診断を受診するとともに、自らが感染源とならないよう発熱や咽頭痛など自らの日常的な健康管理に注意する。

【附則】

本指針は平成 21 年 9 月 1 日から施行する。（制定）

本改訂指針は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

本改訂指針は平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

本改訂指針は平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

本改訂指針は平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

本改訂指針は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。